

奈良県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、山陵
・中山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出
があった。

令和五年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉岡 史人	奈良市山陵町一七五
〃	吉岡 信博	〃 〃 二二〇
〃	吉岡 克弘	〃 〃 四九三
〃	吉岡 郁洋	〃 〃 八八一―一
〃	奥田 博一	〃 〃 二二四
〃	中尾 匡邦	〃 〃 四五一
〃	出口 礼次郎	〃 中山町一三九九―一
〃	西澤 一晃	〃 〃 一二九八
〃	西澤 正次	〃 〃 一四五五―二
〃	中野 博之	〃 〃 一二一一
〃	吉田 一郎	〃 〃 一三〇一
〃	中野 薫	〃 〃 一一六四―二
〃	西槇 一昌	〃 〃 一二三一
〃	北野 多家男	〃 〃 八五九―二
〃	西澤 成晃	〃 〃 一三三五―二
〃	出口 武男	〃 〃 一三五五―一
監事	福井 宏一	〃 山陵町一八五
〃	西里 善行	〃 〃 二二八
〃	清穂 忠一	〃 中山町一一五六
〃	金澤 秀雄	〃 〃 七五二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉岡 郁洋	奈良市山陵町八八一―一
〃	吉岡 史人	〃 〃 一七五

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
染川	金澤	福井	北野	西槇	吉田	西澤	西澤	中野	西澤	西里	中尾	奥田
守	秀雄	宏一	多家男	一昌	一郎	一晃	成晃	博之	正次	善行	匡邦	晴久
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中山町	中山町	山陵町	中山町	〃	〃	〃	〃	〃	中山町	〃	〃	〃
一二二九	西一丁目	一八五	西一丁目	一二三一	一三〇一	一二九八	一三三五―二	一二一一	一四五五―二	二二八	四五―一	二二四